

[別紙 2]

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏 名 吉嶋 法生

本研究は、現在開発途上国の大都市において要請されている都市経済の生産性向上、貧困問題の緩和、都市環境の改善といったマクロな課題群に対し、その多くで導入されている近代的都市計画制度の適切な翻訳によって一定の対応を果たしうるとの基本認識の下で、事例研究の対象としたタイ国の都市計画制度の導入過程及び制度変容の要因を明らかにし、改善の方向性を示すことを目的としている。

分析枠組みとして開発途上国の多くがモデルとした近代都市計画制度をフォーマルルールとインフォーマルルールから構成される制度体系として解釈し、国際協力や技術移転の結果途上国に輸入されたフォーマルルールを『輸入型都市計画』と定義した。また、『輸入型都市計画』は、まず法律面の制度導入過程で当該国の法体系や行政制度との整合性に起因するルール変更を受け、続いて法に基づく中間行為策定において、当該国の政策決定構造や行政組織制度等から構成される行政組織領域における制度環境、及び政府の規制に対する考え方等社会の価値規範等の総体として捉えうる社会環境領域における制度環境、の二つの条件によってルール変更を受ける。現実にはこれら三つの要因の複合作用によって開発途上国の計画制度のモデルからのルール変更を説明できるという枠組みを提示した。

上記の分析枠組みに沿って、タイ・バンコクにおける都市計画策定過程を実証的・歴史的に分析した。まず、タイにおける法体系及び行政体系の概要を整理し、さらに土地所有観念の内実とその形成過程を歴史的に検証・整理した。これらの結果抽出された行政組織の縦割りや調整の欠如、及び所有権概念の開発装置化の結果としてのタイ社会における強大かつ自由な土地所有観念といった制度輸入時の初期条件が明らかになる。続いて、1950年代の米国を中心とした国際援助機関による経済開発・近代化支援策の一環として欧米近代型の計画制度の導入が提言され、1975年の法制定に至るプロセスと、その過程における「計画」概念の変容、等を明らかにした。

さらに、タイ・バンコクにおける初の都市総合計画の策定過程を検証した。具体的には、1975年の都市計画法制定以降 1992年に都市総合計画が策定されるまでの過程を、タイにおける政策決定構造の変容（行政組織領域における制度環境の変容）、中産階級の台頭といった社会環境の変化（社会環境領域における制度環境の変容）、というマクロな環境変化によって時期区分し、それらが中間行為レベルにおけるルール変更にいかなる影響を与えたのかを検証している。

また、行政、民間開発業者、一般市民など多様なセクターに対する意識調査から、現在のタイ社会において、社会のインフォーマルルールの内生的変容が生じている可能性、及

び近代的計画手法に対する客観的・冷静な見解が台頭してきている現状を明らかにしている。

結論として、社会の内生的変容に対応しうる政策決定を可能にする計画・規制権限の地方政府への集中・統合、政府内の情報蓄積を有効に活用・共有しうる行政内の支援体制確立、また近代的都市計画論に代替する多様な政策手法の可能性や意義を伝える技術支援のあり方、等によって構成される途上国における輸入型都市計画展開論を提示している。

本研究は、開発途上国における近代都市計画制度の受容過程をタイを事例として詳細に明らかにし、その分析を通じて今後の制度改善のための有益な提言を行っている。さらに、都市計画制度の国際移転過程を分析するための汎用性の高い分析枠組みを提示しており、優れた学術的価値を有している。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。